総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第1号 平成25年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第2号 平成25年度岩国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

本件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 86号 平成26年度岩国市一般会計補正予算(第1号)

議案第108号 平成26年度岩国市一般会計補正予算(第2号)

以上2議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第101号 政治倫理の確立のための岩国市長の資産等の公開に関する条例

議案第103号 楠・中津地区排水路整備工事請負契約の締結について

議案第104号 CT撮影装置の買入れについて

議案第106号 岩国市総合計画基本構想の策定について

議案第107号 新市建設計画の変更について

以上5議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を政府に提出することに ついて

請願第 5号 消費税増税の中止を求める意見書を政府に提出することについて

請願第 6号 集団的自衛権行使容認の閣議決定の撤回と関連法制定に関する意 見書の提出について

以上3件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第1号 平成25年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費の安心安全対策施設等整備事業費に関し、委員中から、騒音測定装置の基数と設置場所、及びその設置基準についての質疑があり、当局より、「川口町、尾津町及び由宇町に計5カ所設置しており、設置基準については明確なものはないが、第1種区域である75W以上に該当するかどうかのライン上に設置する必要があると考えている」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、今後の空母艦載機移駐に伴い、計画的に騒音測定装置を設置して、具体的な数値を示しながら住民に説明する必要性についての質疑があり、当局より、「空母艦載機移駐後は、滑走路沖合移設前と比べると、第1種区域が少なくなる見込みとの説明を受けており、現在の騒音測定装置の再配置を含め、

設置については状況を見ながら適切な箇所につけていく予定である。また、住民から要望があれば、移動系の騒音測定装置により、その地域の騒音を測定し、住民に対し説明を行うなどして対応したい」との答弁がありました。

続いて、教育費の体育振興費に関し、委員中から、全国大会等出場補助金についての質疑があり、当局より、「補助金交付要綱に基づき、大会出場選手及び選手に付随して出場が認められている方を対象に交付を行っており、事業終了後には実績報告を提出していただいている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「今後は交付金額や対象とする大会等を含めて要綱の見直しについても検討していただきたい」との意見がありました。

なお、本件のうち、当委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「同和対策に関する施策や基地政策について反対である」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第106号 岩国市総合計画基本構想の策定についての審査におきまして、委員中から、将来像を実現するための基本目標を支える行政経営においては、職員の意識改革が不可欠であるとのことから、その取り組みについての質疑があり、当局より、「行政経営改革という観点から、今までどおり与えられた職務をただ全うするだけでなく、いろいろな構想力や創造力等を働かせて市民サービスが向上するような工夫をすることを考えながら対応することが重要であり、市全体として職員のスキルアップを図りながら人材育成に努めてまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「職員一人一人が、市民の目線がそこにいつもあるという緊張感をもって市民サービスに努めていただきたい」との意見がありました。本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。